

第2期
柳川市自殺対策計画（案）

（閲覧用）

令和6年●月

柳川市

はじめに

目 次

第1章 計画策定にあたって	1
1 計画策定の趣旨	1
2 計画の位置づけ	4
3 SDGs（持続可能な開発目標）の達成を意識した取組	5
4 計画期間	6
5 計画の策定体制	6
第2章 柳川市における自殺の特徴	7
1 統計データからみる柳川市の自殺の状況	7
2 対策が優先されるべき対象群の把握	15
3 柳川市の自殺者の傾向	17
4 現状からみえる課題	18
第3章 自殺対策の基本的な考え方	19
1 国の基本方針	19
2 基本理念	20
3 施策体系	21
4 数値目標	22
第4章 いのちを支える自殺対策における取組	23
1 基本施策	23
2 重点施策	28
第5章 自殺対策の推進体制等	35
1 自殺対策推進体制の組織	35
2 計画の進捗管理	36
資料編	37
1 柳川市自殺対策地域ネットワーク会議要綱	37
2 柳川市自殺対策地域ネットワーク会議構成員名簿	39
3 柳川市自殺対策庁内連絡会議設置要綱	40
4 策定経過	42

第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の趣旨

(1) 計画策定の趣旨

我が国では、平成18年に自殺対策基本法が制定されて以降、それまで「個人の問題」とされてきた自殺が「社会の問題」として広く認識されるようになり、国を挙げて自殺対策を総合的に推進した結果、自殺者数は減少傾向が続くなど、着実に成果を上げてきました。

しかし、全国の自殺死亡率（人口10万人当たりの自殺による死亡率）は、主要先進7か国の中で最も高く、自殺者数の累計は毎年2万人を超える状況であり、新型コロナウイルス感染症拡大の影響等で、状況に変化が生じています。

この間、「誰も自殺に追い込まれることのない社会」の実現を目指して自殺対策を更に総合的かつ効果的に推進するため、施行から10年の節目に当たる平成28年に、自殺対策基本法が改正されました。自殺対策が「生きることの包括的な支援」として実施されるべきこと等を基本理念に明記するとともに、自殺対策の地域間格差を解消し、いわばナショナルミニマム※として、誰もが「生きることの包括的な支援」としての自殺対策に関する必要な支援を受けられるよう、全ての都道府県及び市町村が「都道府県自殺対策計画」又は「市町村自殺対策計画」を策定することとされました。

柳川市（以下「本市」といいます。）では、平成31年3月に策定した「柳川市自殺対策計画」に基づき、市民一人ひとりがかけがえのない命の大切さを考え、共に支え合う地域社会の実現を目指して取り組んできました。「柳川市自殺対策計画」が、令和5年度で満了を迎えることから、令和6年度を初年度とする「第2期柳川市自殺対策計画」（以下「本計画」という。）を策定し、本市の自殺の実態と特性に即したきめ細かな自殺対策に取り組んでいきます。

※国家（政府）が国民に対して保障する生活の最低限度（最低水準）のこと。

(2) 国の動き

自殺対策基本法第12条の規定に基づき、政府が推進すべき自殺対策の指針として大綱が平成19年に初めて定められました。

その後、平成24年に閣議決定された大綱は、「社会経済情勢の変化、自殺をめぐる諸情勢の変化、大綱に基づく施策の進捗状況や目標達成状況等を踏まえ、おおむね5年を目途に見直しを行う」こととされていました。そのため、平成29年に新たな大綱が閣議決定されました。

この見直しにより、自殺総合対策の基本理念や基本方針等が整理され、当面の重点施策に「地域レベルの実践的な取組への支援を強化する」、「子ども・若者の自殺対策を更に推進する」などが新たに加えられました。また、最終的に目指すべきは「誰も自殺に追い込まれることのない社会」の実現であるとしつつ、当面の目標としては、先進諸国の現在の水準まで減少させることを目指して、令和8年までに、自殺死亡率を平成27年と比べて30%以上減少させることとなりました。

さらに、令和4年10月には、第4次となる新たな自殺総合対策大綱が閣議決定されました。コロナ禍の自殺の動向も踏まえつつ、これまでの取組に加え、「子ども・若者の自殺対策の更なる推進・強化」「女性に対する支援の強化」「地域自殺対策の取組強化」「新型コロナウイルス感染症拡大の影響を踏まえた対策の推進」などを追加し、総合的な自殺対策の更なる推進・強化を掲げています。

■自殺総合対策大綱の概要

第1 自殺総合対策の基本理念

誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指す

✓自殺対策は、社会における「生きることの阻害要因」を減らし、「生きることの促進要因」を増やすことを通じて、社会全体の自殺リスクを低下させる

阻害要因：過労、生活困窮、育児や介護疲れ、いじめや孤立等
促進要因：自己肯定感、信頼できる人間関係、危機回避能力等

第2 自殺の現状と自殺総合対策における基本認識

✓ 自殺は、その多くが追い込まれた末の死である

✓ 年間自殺者数は減少傾向にあるが、非常事態はいまだ続いている

✓ 新型コロナウイルス感染症拡大の影響を踏まえた対策の推進

✓ 地域レベルの実践的な取組をPDCAサイクルを通じて推進する

第3 自殺総合対策の基本方針

1. 生きることの包括的な支援として推進する
2. 関連施策との有機的な連携を強化して総合的に取り組む
3. 対応の段階に応じてレベルごとの対策を効果的に連動させる
4. 実践と啓発を両輪として推進する
5. 国、地方公共団体、関係団体、民間団体、企業及び国民の役割を明確化し、その連携・協働を推進する
6. 自殺者等の名誉及び生活の平穩に配慮する

第4 自殺総合対策における当面の重点施策

1. 地域レベルの実践的な取組への支援を強化する
2. 国民一人ひとりの気付きと見守りを促す
3. 自殺総合対策の推進に資する調査研究等を推進する
4. 自殺対策に関わる人材の確保、養成及び資質の向上を図る
5. 心の健康を支援する環境の整備と心の健康づくりを推進する
6. 適切な精神保健医療福祉サービスを受けられるようにする
7. 社会全体の自殺リスクを低下させる
8. 自殺未遂者の再度の自殺企図を防ぐ
9. 遺された人への支援を充実する
10. 民間団体との連携を強化する
11. 子ども・若者の自殺対策を更に推進する
12. 勤務問題による自殺対策を更に推進する
13. 女性の自殺対策を更に推進する

第5 自殺対策の数値目標

- ✓ 誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指すため、当面は先進諸国の現在の水準まで減少させることを目指し、令和8年までに、自殺死亡率（人口10万人当たりの自殺者数）を平成27年と比べて30%以上減少させることとする。
（平成27年：18.5 ⇒ 令和8年：13.0以下）※令和2年：16.4

第6 推進体制等

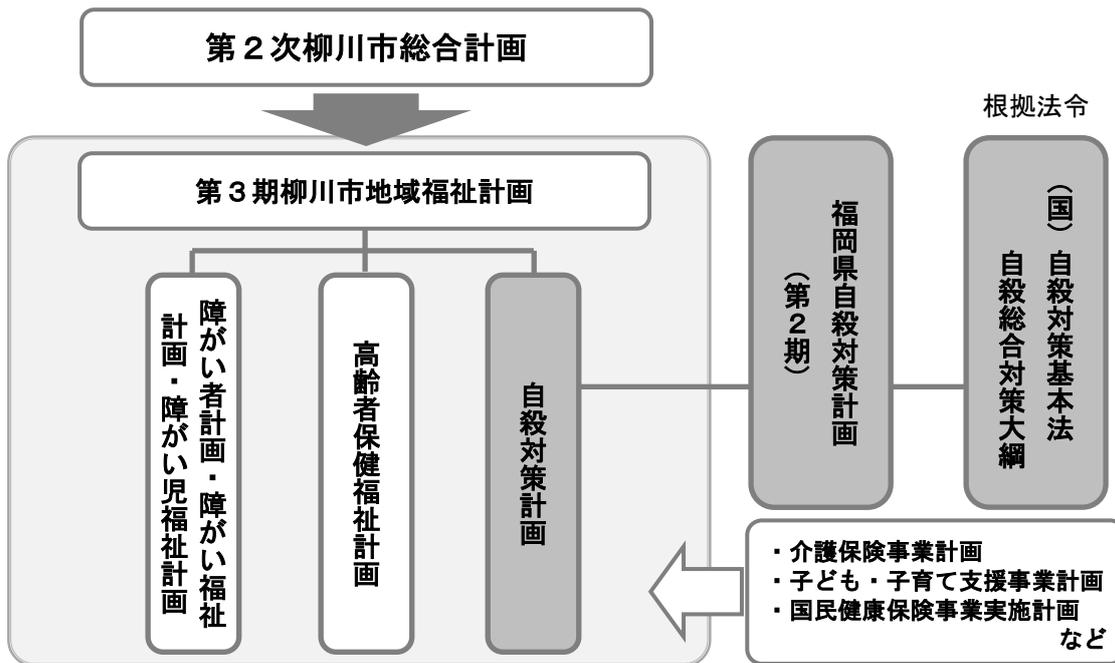
1. 国における推進体制
2. 地域における計画的な自殺対策の推進
3. 施策の評価及び管理
4. 大綱の見直し

資料：「自殺総合対策大綱の概要（厚生労働省）」を基に作成

2 計画の位置づけ

本計画は、「自殺対策基本法」第13条第2項の規定により、本市における実情を勘案して定める自殺対策についての計画です。また、「第2次柳川市総合計画」、「第3期柳川市地域福祉計画」をはじめ、健康・福祉に関する計画や、「自殺総合対策大綱」及び「福岡県自殺対策計画（第2期）」との整合を図りながら策定するものです。

■本計画の位置づけ



3 SDGs（持続可能な開発目標）の達成を意識した取組

SDGs（エス・ディー・ジーズ）は、2015（平成27）年の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された2016（平成28）年から2030（令和12）年までの国際目標です。持続可能な世界を実現するための17の目標と169のターゲットから構成され、「地球上の誰一人として取り残さない」社会の実現を目指し、開発途上国のみならず先進国を含む国際社会全体の目標として、経済・社会・環境の諸問題を統合的に解決することの重要性が示されています。

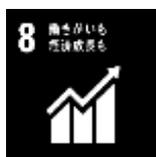
本計画に掲げる施策と特に関連するSDGsの目標は次のとおりであり、本計画の推進が当該目標の達成に資するものとして位置づけます。

■本計画に関連するSDGsの目標



貧困をなくそう

あらゆる場所で、あらゆる形態の貧困に終止符を打つ



働きがいも経済成長も

すべての人々のための持続的、包摂的かつ持続可能な経済成長、生産的な完全雇用およびディーセント・ワークを推進する



すべての人に健康と福祉を

あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を推進する



人や国の不平等をなくそう

国内および国家間の不平等を是正する



質の高い教育をみんなに

すべての人々に包摂的かつ公平で質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する



パートナーシップで目標を達成しよう

持続可能な開発に向けてグローバル・パートナーシップを活性化する



ジェンダー平等を実現しよう

ジェンダーの平等を達成し、すべての女性と女児のエンパワーメントを図る

4 計画期間

計画期間は、令和6年度から令和10年度までの5年間とします。ただし、社会経済情勢の変化や大きな制度改正などに柔軟に対応できるよう、必要に応じて見直しを行います。

■ 計画期間

令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
柳川市自殺対策計画			第2期柳川市自殺対策計画					次期計画	

5 計画の策定体制

本計画の策定にあたっては、策定段階から関係者及び市民の意見聴取を行うため、自殺対策地域ネットワーク会議での協議・検討を行うとともに、パブリックコメントを行いました。

○自殺対策地域ネットワーク会議の開催

本計画の策定にあたっては、関係者及び市民の意見を広く聴取するため、福祉関係団体、地域活動団体等の代表者で構成される地域ネットワーク会議を開催し、委員から本計画に係るご意見・ご審議をいただきながら、検討・策定を進めました。

○パブリックコメントの実施

本計画について、市民から幅広い意見を募集するため、計画案に対するパブリックコメントを令和6年2月から3月にかけて実施しました。

○自殺対策庁内連絡会議の開催

本計画の策定にあたっては、副市長が会長、教育長が副会長を務め、その他全ての部局の長で構成される庁内連絡会議を開催し、本計画に係るご意見・ご審議をいただきながら、検討・策定を進めました。

第2章 柳川市における自殺の特徴

1 統計データからみる柳川市の自殺の状況

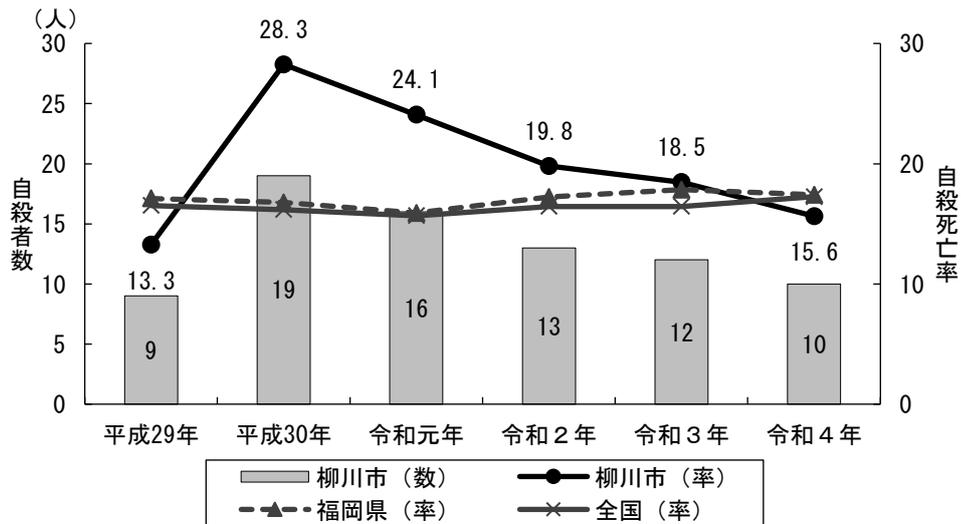
(1) 自殺者数及び人口10万人当たりの自殺死亡者数（自殺死亡率）の推移

平成29年から令和4年までの本市の自殺者数の合計は、79人となっており、最も少なかったのは平成29年の9人、最も多かったのは平成30年の19人となっています。

人口10万人当たりの自殺死亡者数（自殺死亡率）は、全国では令和元年の15.7から上昇傾向となっており、福岡県でも令和元年の15.9から令和2年以降は上昇し、17を超える状態が続いています。

本市の自殺死亡率は、平成30年から令和3年まで、全国、福岡県の自殺死亡率を上回っていましたが、令和元年以降は低下が続き、令和4年は全国、福岡県をともに下回っています。また、最も低いのは平成29年の13.3、最も高いのは平成30年の28.3となっています。

■ 自殺者数及び自殺死亡率の推移

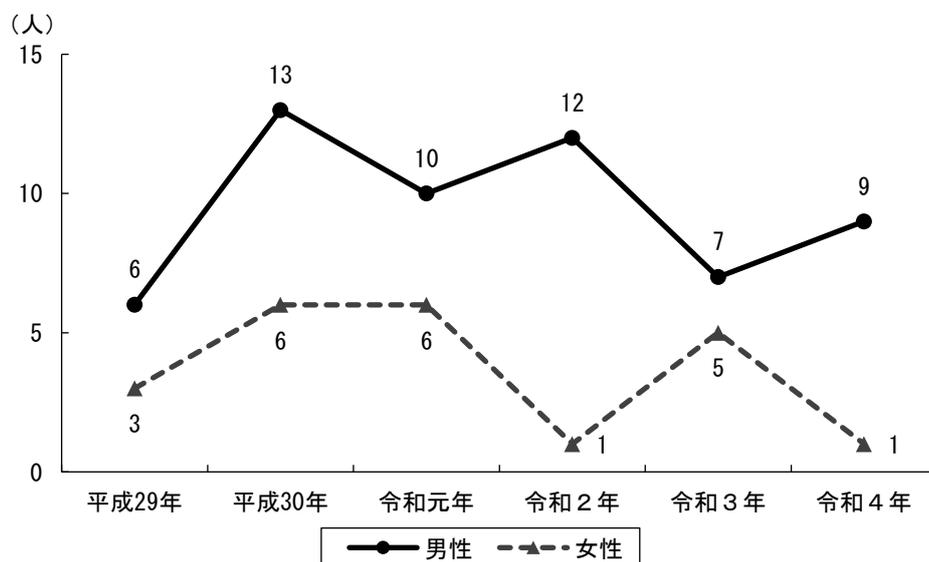


資料：地域における自殺の基礎資料（厚生労働省）

(2) 自殺者の性別の状況

性別自殺者数の推移をみると、平成29年から令和4年にかけて男性が女性を上回っており、6年間の総数では男性が57人、女性が22人と男性が多くなっています。

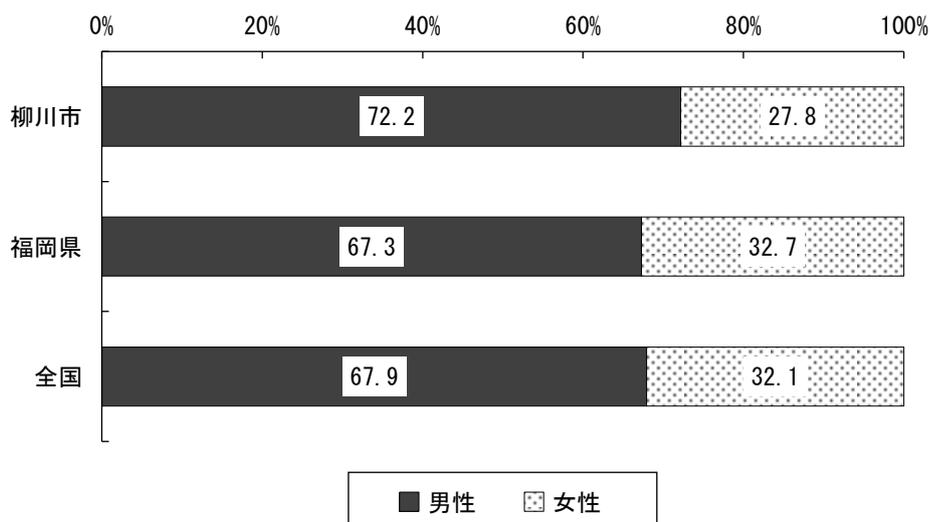
■性別自殺者数の推移



資料：地域における自殺の基礎資料（厚生労働省）

自殺者の性別割合の全国、福岡県との比較をみると、全国と福岡県では男性が約2/3、女性が約1/3となっていますが、本市では男性が7割を超え、全国や福岡県よりも男性の割合が高くなっています。

■自殺者の性別割合（全国、福岡県との比較）（平成29年～令和4年の6年間累計）

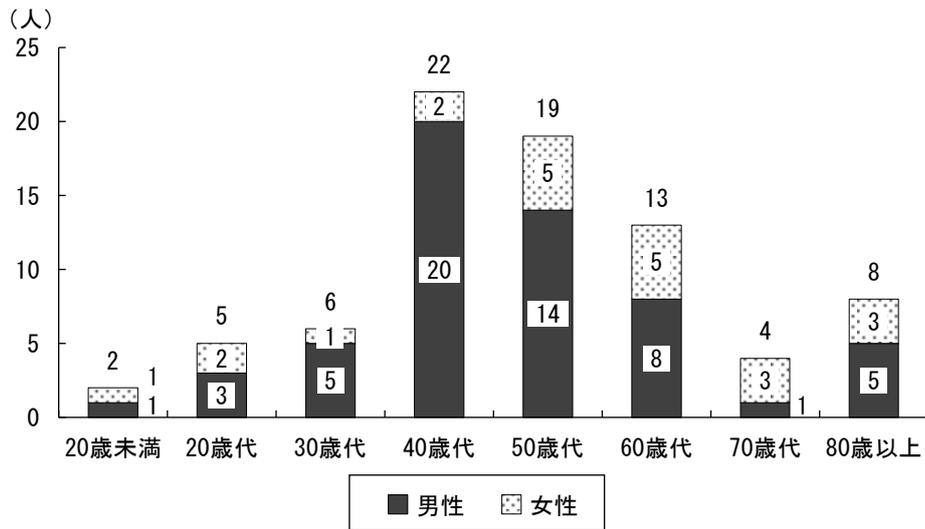


資料：地域における自殺の基礎資料（厚生労働省）

(3) 自殺者の年代別の状況

年代別自殺者数（性別）をみると、最も多いのは40歳代で22人、次いで50歳代が19人、60歳代が13人となっており、最も少ないのは20歳未満で2人となっています。いずれの年代でも男性が女性を上回っていますが、20歳未満は同数、70歳代は女性が男性を上回っています。

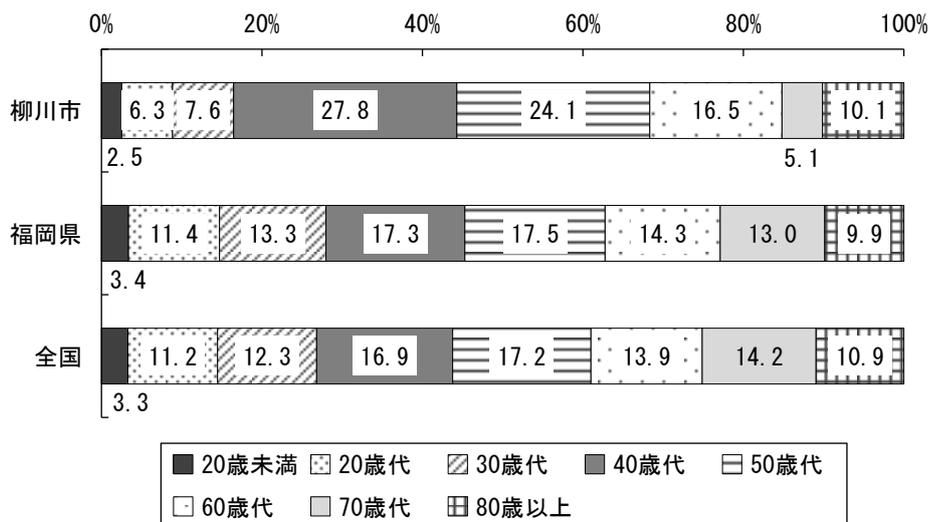
■年代別自殺者数（性別）（平成29年～令和4年の6年間累計）



資料：地域における自殺の基礎資料（厚生労働省）

自殺者の年代別割合の全国、福岡県との比較をみると、本市は40歳代、50歳代が全国や福岡県を大きく上回る一方、20歳代、30歳代、70歳代は全国や福岡県を下回っています。

■自殺者の年代別割合（全国、福岡県との比較）（平成29年～令和4年の6年間累計）

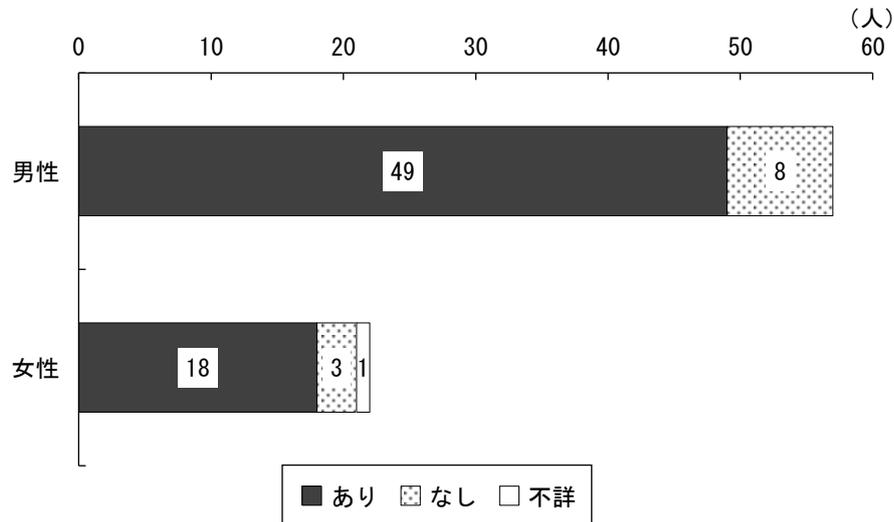


資料：地域における自殺の基礎資料（厚生労働省）

(4) 自殺者の同居人の状況

同居人の有無別自殺者数をみると、男性、女性ともに「あり」が「なし」を大きく上回っています。

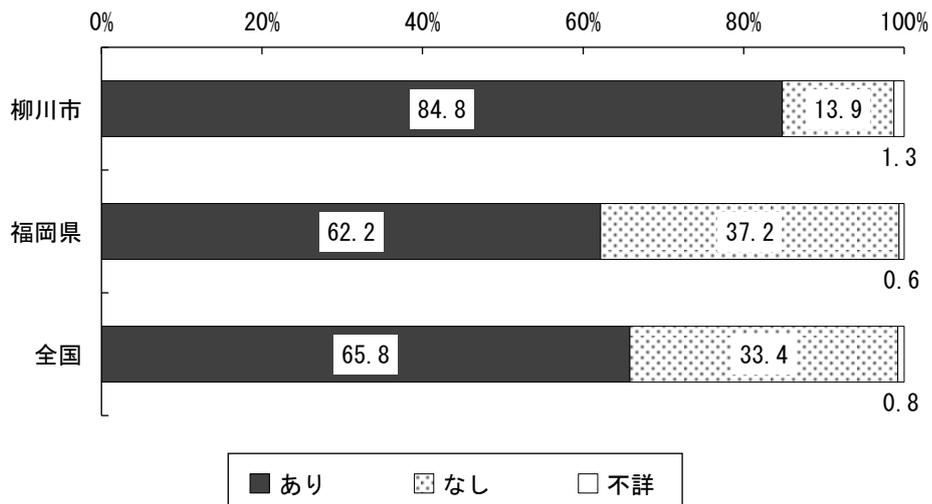
■同居人の有無別自殺者数（平成29年～令和4年の6年間累計）



資料：地域における自殺の基礎資料（厚生労働省）

自殺者の同居人の有無別割合の全国、福岡県との比較をみると、全国や福岡県では「あり」が6割台であるのに対して本市は「あり」が84.8%と、全国や福岡県を大きく上回っています。

■同居人の有無別割合（全国、福岡県との比較）（平成29年～令和4年の6年間累計）

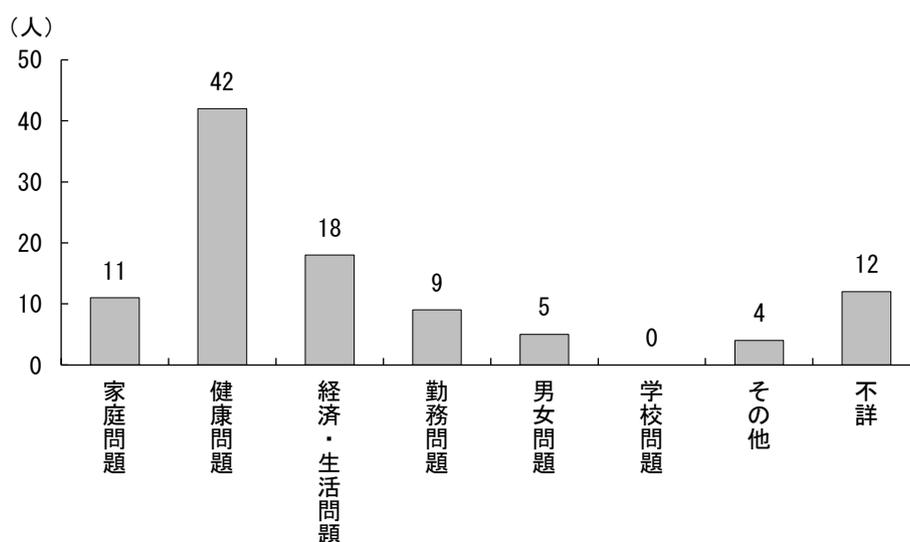


資料：地域における自殺の基礎資料（厚生労働省）

(5) 自殺者の原因・動機別の状況

原因・動機別自殺者数をみると、「健康問題」が42人で最も多く、次いで「経済・生活問題」が18人となっています。しかし、自殺の危機経路（P15）にもあるように、自殺の多くは多様かつ複合的な原因及び背景を有しており、これらが連鎖する中で起きていると考えられます。

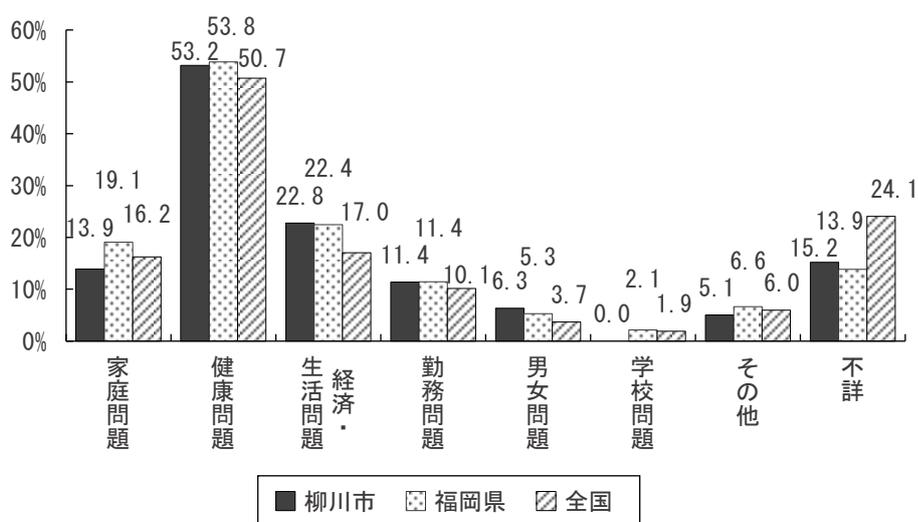
■原因・動機別自殺者数（平成29年～令和4年の6年間累計）



資料：地域における自殺の基礎資料（厚生労働省）

自殺者の原因・動機別割合の全国、福岡県との比較をみると、本市は「経済・生活問題」は全国より5.8ポイント高く、「家庭問題」は福岡県より5.2ポイント低くなっていますが、おおむね全国、福岡県と同程度となっています。

■自殺者の原因・動機別割合（全国、福岡県との比較）（平成29年～令和4年の6年間累計）

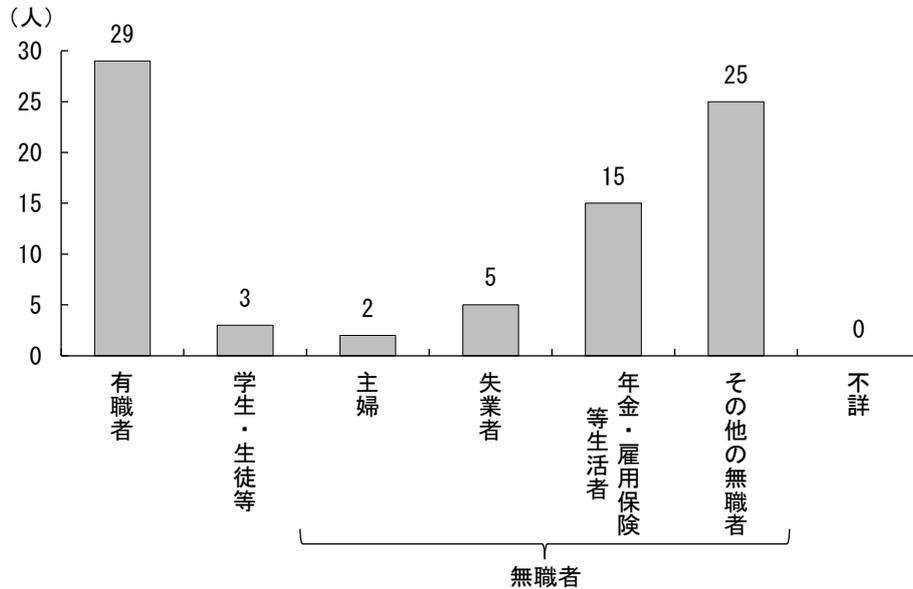


資料：地域における自殺の基礎資料（厚生労働省）

(6) 自殺者の職業別の状況

職業別自殺者数をみると、「有職者」が29人で最も多く、次いで「その他の無職者」が25人となっており、「無職者」は47人となっています。

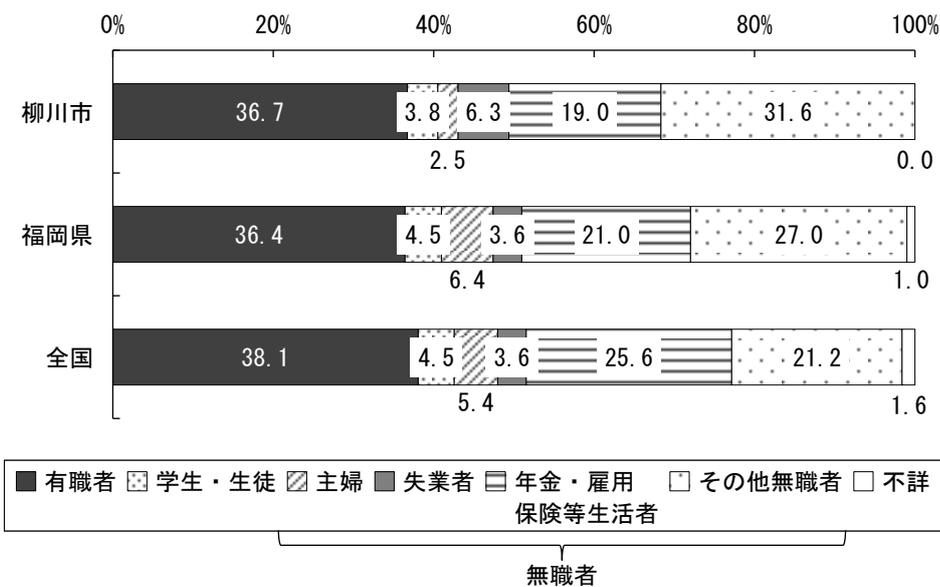
■ 職業別自殺者数（平成29年～令和4年の6年間累計）



資料：地域における自殺の基礎資料（厚生労働省）

自殺者の職業別割合の全国、福岡県との比較をみると、本市は「その他無職者」が全国、福岡県を上回り、「年金・雇用保険等生活者」は下回っていますが、「有職者」、「無職者」の割合はほぼ同程度となっています。

■ 自殺者の職業別割合（全国、福岡県との比較）（平成29年～令和4年の6年間累計）

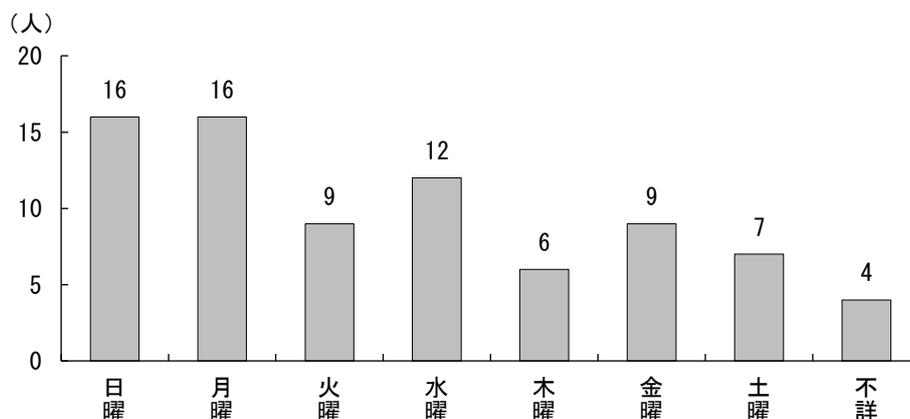


資料：地域における自殺の基礎資料（厚生労働省）

(7) 自殺者の曜日別の状況

曜日別自殺者数をみると、「日曜」及び「月曜」がいずれも16人で最も多く、次いで「水曜」が12人となっています。

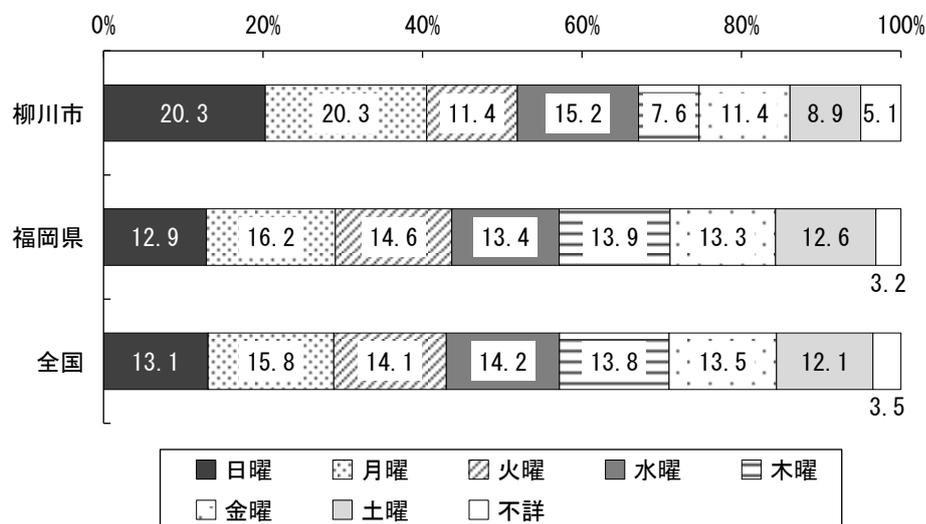
■ 曜日別自殺者数（平成29年～令和4年の6年間累計）



資料：地域における自殺の基礎資料（厚生労働省）

自殺者の曜日別割合の全国、福岡県との比較をみると、本市は「日曜」は約7ポイント、「月曜」は約4ポイント全国や福岡県よりも上回っており、逆に「木曜」は全国や福岡県よりも約6ポイント下回っています。

■ 自殺者の曜日別割合（全国、福岡県との比較）（平成29年～令和4年の6年間累計）

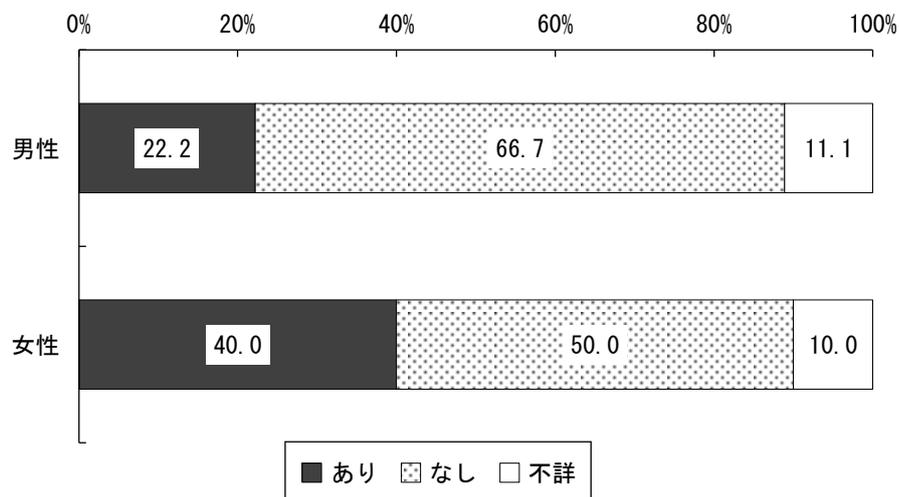


資料：地域における自殺の基礎資料（厚生労働省）

(8) 自殺者の自殺未遂歴の状況

自殺未遂歴の有無別割合（性別）をみると、「あり」は男性が22.2%であるのに対して、女性は40.0%と、自殺未遂歴がある割合は女性の方が高くなっています。

■ 自殺未遂歴の有無別割合（性別）（平成29年～令和4年の6年間累計）

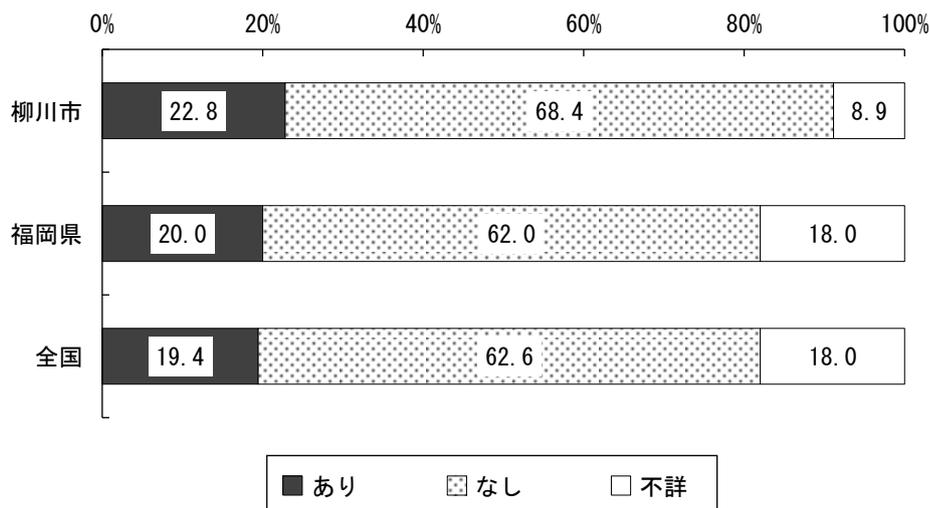


※データが公表されていない一部の年は除いて集計しています。

資料：地域における自殺の基礎資料（厚生労働省）

自殺未遂歴の有無別割合の全国、福岡県との比較をみると、本市は「あり」が全国や福岡県よりも上回っています。

■ 自殺未遂歴の有無別割合（全国、福岡県との比較）（平成29年～令和4年の6年間累計）



資料：地域における自殺の基礎資料（厚生労働省）

2 対策が優先されるべき対象群の把握

(1) 柳川市の自殺の特徴

各自治体の自殺対策計画の策定支援を行う、いのち支える自殺対策推進センターの分析から、本市の平成29年から令和3年までの5年間の自殺者数は合計69人（男性48人、女性21人）となっており、自殺者数の多い上位5区分が地域の主な自殺の特徴として抽出されています。

■地域の主な自殺の特徴（平成29年～令和3年合計）

上位5区分	自殺者数 5年計	割合	自殺死亡率* (10万対)
1位:男性 40～59歳有職同居	15	21.7%	47.3
2位:男性 40～59歳無職同居	9	13.0%	251.8
3位:男性 60歳以上無職同居	7	10.1%	25.8
4位:女性 60歳以上無職同居	7	10.1%	14.9
5位:男性 20～39歳無職同居	5	7.2%	121.7

*区分の順位は自殺者数の多い順で、自殺者数が同数の場合は自殺死亡率の高い順としています。

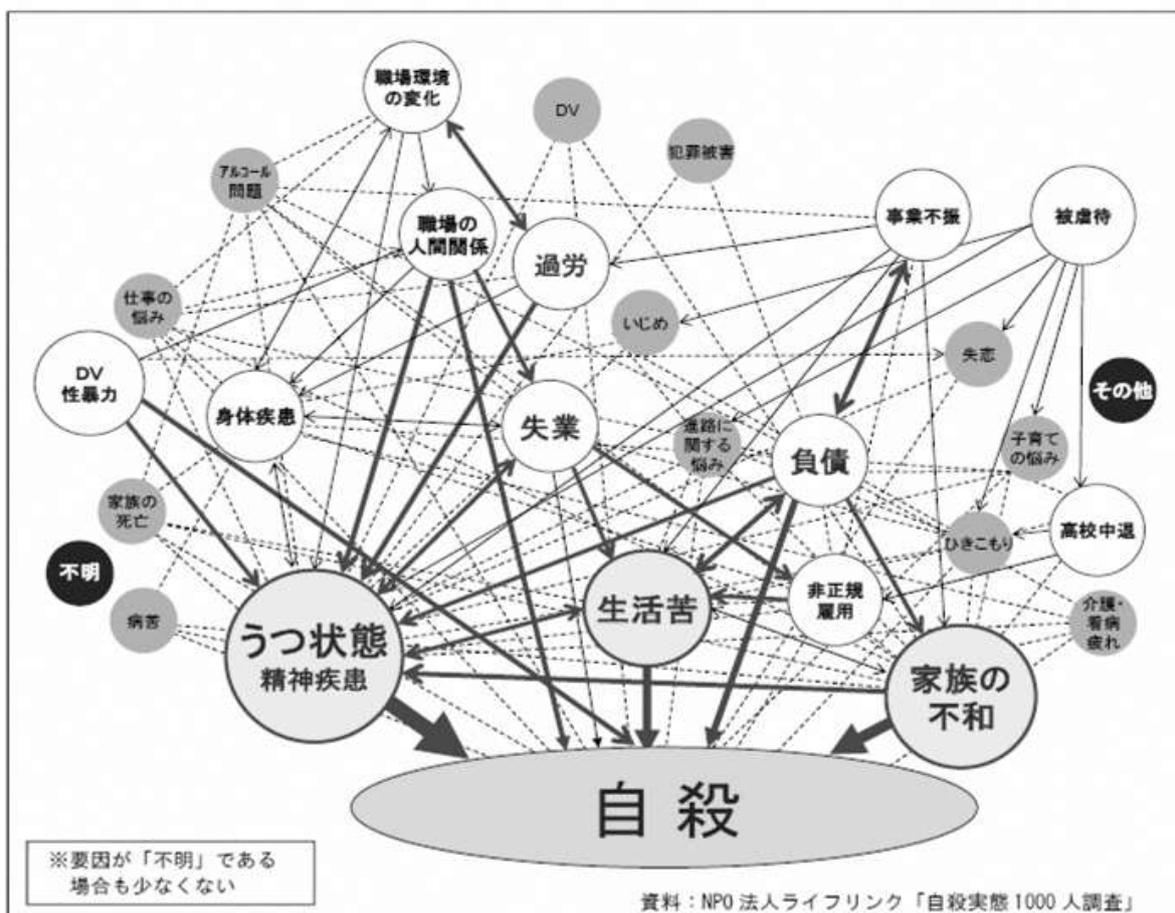
*自殺死亡率の母数（人口）は令和2年国勢調査を基にいのち支える自殺対策推進センターにて推計したものです。

資料：地域自殺実態プロフィール2022（いのち支える自殺対策推進センター）

NPO法人ライフリンク等による、1,000人以上の自殺で亡くなった方についての実態調査では、自殺に追い詰められる様々な要因があること、そして平均すると4つの要因が連鎖して自殺が引き起こされているとしています。

図中の○印の大きさは要因の発生頻度を表しています。○印が大きいほど、自殺者にその要因が抱えられていた頻度が高いということです。また、矢印の太さは、要因と要因の連鎖の因果関係の強さを表しています。矢印が太いほど因果関係が強いこととなります。自殺の直接的な要因では「うつ状態」が最も大きくなっていますが、「うつ状態」になるまでには複数の要因が存在し、連鎖しています。

■自殺の危機経路



3 柳川市の自殺者の傾向

(1) 柳川市における自殺者の傾向

- 平成30年から令和3年まで、全国、福岡県の自殺死亡率を上回っていましたが、令和元年以降は低下が続き、令和4年は全国、福岡県をともに下回っています。
- 性別で見ると、全国や福岡県では男性が7割に満たないのに対し、本市では7割を超え、やや高くなっています。
- 年代別で見ると、40歳代、50歳代の自殺者数が多く、年代別割合でも40歳代、50歳代は全国や福岡県を上回っています。
- 同居人の有無別で見ると、男性、女性ともに「有」が多くなっています。
- 職業別で見ると、「有職者」が29人、「年金・雇用保険等生活者」等の「無職者」は47人となっています。
- 曜日別で見ると、「日曜」と「月曜」の割合が最も高く、全国や福岡県を上回っています。
- 自殺者の自殺未遂歴「あり」の割合は、男性よりも女性が多く、本市は全国や福岡県を上回っています。

(2) 柳川市における自殺のリスクが高い集団

- 自殺者数が最も多いのは、40～59歳の男性の有職者で、同居人のいる人です。平成29年から令和3年の5年間の自殺者数は15人（自殺死亡率は47.3）で、全体の21.7%を占めています。
- 次に自殺者数が多いのは、40～59歳の男性の無職者で、同居人のいる人です。平成29年から令和3年の5年間の自殺者数は9人（自殺死亡率は251.8）で、全体の13.0%を占めています。
- 次いで多いのは、60歳以上の男性の無職者で、同居人のいる人です。平成29年から令和3年の5年間の自殺者数は7人（自殺死亡率は25.8）で、全体の10.1%を占めています。
- 同じく、60歳以上の女性の無職者で、同居人のいる人です。平成29年から令和3年の5年間の自殺者数は7人（自殺死亡率は14.9）で、全体の10.1%を占めています。
- 次いで多いのは、20～39歳の男性の無職者で、同居人のいる人です。平成29年から令和3年の5年間の自殺者数は5人（自殺死亡率は121.7）で、全体の7.2%を占めています。

4 現状からみえる課題

統計データでみる自殺の現状や本市の自殺者の傾向などから、本市の自殺対策の課題について整理すると、以下のとおりです。

(1) 年間自殺者数は減少傾向にあるが、非常事態はいまだに続いている

国内の自殺者数は減少傾向ではありますが、いまだに2万人を超える状況であり非常事態が続いています。そのため、依然として多くの命が自殺によって失われていることを認識し、社会全体で取り組んでいく必要があります。

(2) 心身の健康問題や経済的な問題での自殺者が多い

統計データから、無職者の割合が高く、本市の自殺の特徴からも、自殺者には心や身体の問題や経済的な問題等の様々な要因が複雑に絡み合い追い込まれた末の死であることがうかがえます。「生きることの促進要因」よりも、「生きることの阻害要因」が上回ったとき、自殺に追い込まれる危険性が高まります。「生きることの促進要因」を増やすため、児童・生徒、子育て中の保護者、高齢者など、様々な人の居場所づくりや健康づくり、生きがいづくり等の取組を強化し、生きるための包括的な支援を行っていく必要があります。

(3) 自殺者は同居家族がいる世帯が多い

統計データからは、男女ともに同居人がいる人の自殺者数が圧倒的に多くなっています。本市の自殺の特徴からも、自殺者数の多い上位5区分は、いずれも同居人がいる人となっています。このため、同居家族をはじめとした身近にいる人が早期に自殺のサインに気づき、見守りを行い、専門機関へつなげられるよう、一人でも多くの市民にいのちの門番ともいえるゲートキーパーとなってもらうために、幅広く養成を行っていく必要があります。

(4) 自殺の要因は複雑で関係機関の連携が必要

自殺を考える人は、様々な問題を抱え、それが連鎖して自殺が引き起こされるとされています。本市の自殺の特徴からも、健康問題を抱えている人が多いものの、そこに至る様々な要因があることも考えられます。こうした自殺につながりかねない様々な要因に対応していくためには、様々な分野のゲートキーパーや相談支援を充実させるとともに、地域ぐるみで人々や組織が密接に連携することで自殺のサインに気づき、声をかけ、必要に応じて専門機関につなぎ、見守ることが重要となります。

第3章 自殺対策の基本的な考え方

1 国の基本方針

自殺対策総合大綱により示された基本方針は以下の6つです。

(1) 生きることの包括的な支援

自殺はその多くが追い込まれた末の死であり、その多くが防ぐことのできる社会的な問題であるとの基本認識のもと、自殺対策を「生きることの包括的な支援」として、「生きることの阻害要因」を減らす取組だけでなく、「生きることの促進要因」を増やし、地域のあらゆる取組を総動員し、社会全体の自殺リスクを低下させるとともに、一人ひとりの生活を守るという姿勢で展開するものとします。

(2) 関連分野の有機的な連携の強化

自殺は、健康問題や職場環境の問題、経済・生活問題、人間関係などだけでなく、性格や家族の状況など、様々な要因が複雑に関係しています。自殺を防ぐためには、自殺に追い込まれようとしている人が安心して生きられるように、様々な分野の施策、人々や組織と密接に連携し、精神保健的な視点だけでなく、社会・経済的な視点を含む包括的な取組ができる体制の構築に努めます。

自殺の要因となり得る関連の分野においても、連携の効果を更に高めるため、様々な分野の生きる支援に当たる人それぞれが自殺対策の一翼を担っているという意識を共有します。

(3) 対応の段階に応じたレベルごとの対策の効果的な連動

自殺対策は、自殺のリスクを抱えた個人等に支援を行う「対人支援のレベル」「地域連携のレベル」「社会制度のレベル」等、対応の段階に応じたレベルごとの対策を効果的に連動させることで、社会全体の自殺リスクを低下させます。

また、時系列的な対応としては、自殺の危険性が低い段階における啓発等の「事前対応」と、現に起こりつつある自殺発生の危険に介入する「危機対応」、自殺や自殺未遂が生じてしまった場合等における「事後対応」の、それぞれの段階において施策を講じます。

(4) 実践と啓発を両輪とした取組

自殺に追い込まれるということは「誰にでも起こり得る危機」ですが、危機に陥った人の心情や背景が理解されにくい現実があり、そうした心情や背景への理解を深めることも含めて、危機に陥った場合には誰かに援助を求めることが適当であるということが、地域全体の共通認識となるように普及・啓発を行います。

市民一人ひとりが、身近にいるかもしれない自殺を考えている人が発している、自殺の危険を示すサイン（不眠や原因不明の体調不良等）に早く気づき、精神科医等の専門家につなぐなど、その指導を受けながら見守っていけるよう、広報活動、啓発活動等の取組に努めます。

（５）関係機関の役割の明確化と連携・協働の推進

自殺対策が最大限その効果を発揮して「誰も自殺に追い込まれることのない社会」を実現するためには、市をはじめ、関係団体、民間団体、企業、市民等が連携・協働し、市を挙げて自殺対策を総合的に推進することが必要です。

そのため、それぞれの主体が果たすべき役割を明確化、共有化した上で、相互の連携・協働の仕組みを構築します。

（６）自殺者等の名誉及び生活の平穩への配慮

自殺者、自殺未遂者や関係する親族等の名誉や生活の平穩に十分配慮するとともに、これらを不当に侵害することのないようにしなければなりません。市、支援機関、民間団体等の自殺対策に関わる全ての人が、このことを認識して自殺対策に取り組むことが必要です。

2 基本理念

自殺は、その多くが様々な悩みが原因で心理的に追い詰められ、自殺以外の選択肢が考えられない状態に陥ってしまった「追い込まれた末の死」であるということを認識する必要があります。それと併せ、自殺とは、誰にでも起こり得る身近なことであり、様々な社会的要因については、多くが事前に防ぐことができること、さらには、自殺を考えている人は、何かしらのサインを発していることが多いことを踏まえ、計画を推進していきます。

- 自殺は誰にでも起こり得る身近な問題である
- 自殺は、その多くが防ぐことができる社会的な問題である
- 自殺を考えている人は、何らかのサインを発していることが多い

本市では、国の自殺総合対策大綱における基本理念「誰も自殺に追い込まれることのない社会」の実現を目指すとともに、国の基本方針や「第3期柳川市地域福祉計画」と整合を図りながら、自殺対策の推進に向けた本計画の基本理念を「ともに支えあい、誰もが自殺に追い込まれることのない柳川市の実現を目指して」と定めます。

本計画の基本理念

ともに支えあい、誰もが

自殺に追い込まれることのない柳川市の実現を目指して

3 施策体系

本市の自殺対策は、国が定める「地域自殺対策政策パッケージ」において、全ての市町村が共通して取り組むことを推奨している、5つの「基本施策」と、本市における自殺の現状を踏まえてまとめた、3つの「重点施策」で構成されています。各施策は、国の基本方針に沿って総合的に推進していきます。

【国の基本方針（各施策との関連）】

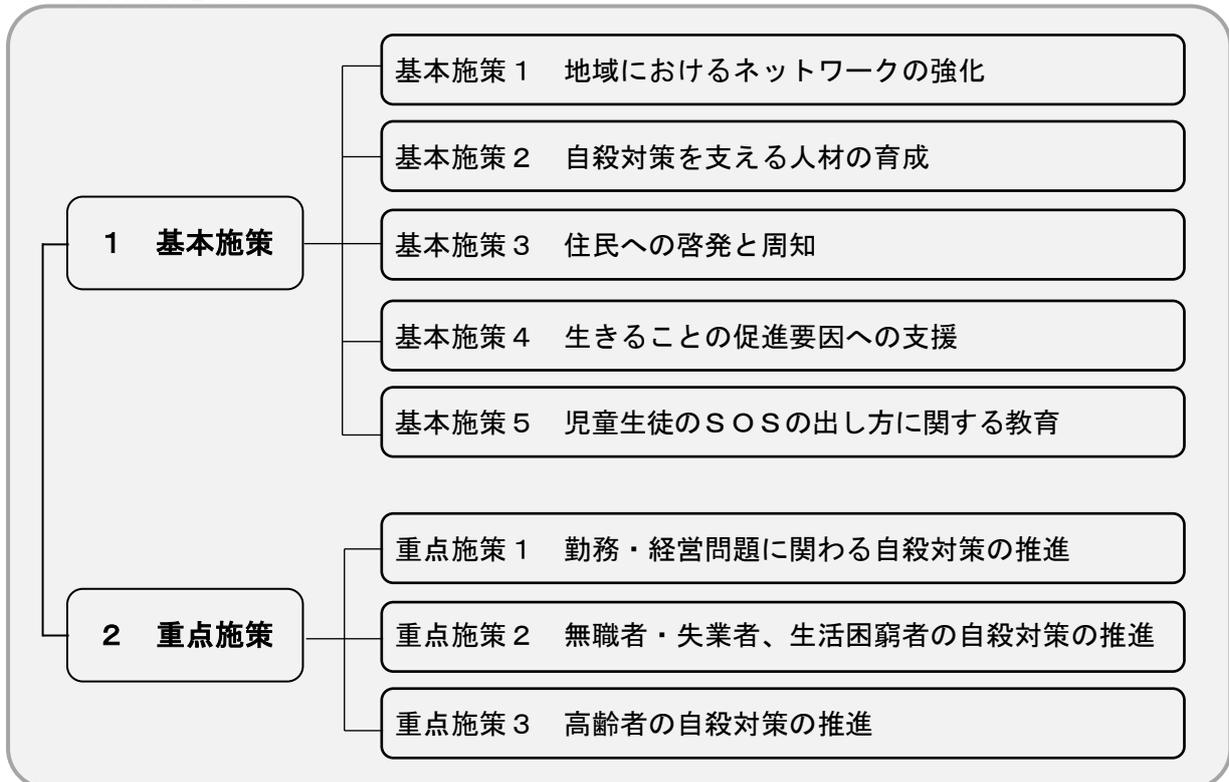
- (1) 生きることの包括的な支援（基本施策4/重点施策2・3）
- (2) 関連分野の有機的な連携の強化（基本施策1・2/重点施策1・2・3）
- (3) 対応の段階に応じたレベルごとの対策の効果的な連動（全基本施策・重点施策）
- (4) 実践と啓発を両輪とした取組（基本施策3）
- (5) 関係機関の役割の明確化と連携・協働の推進（全基本施策・重点施策）
- (6) 自殺者等の名誉及び生活の平穏への配慮（基本施策3）

■体系図

【基本理念】

ともに支えあい、誰もが
自殺に追い込まれることのない柳川市の実現を目指して

【生きる支援施策】



4 数値目標

厚生労働省「地域における自殺の基礎資料」によると、本市の自殺者数は近年減少が続いており、20人を下回って推移しています。また、人口10万人当たりの自殺死亡者数を示す自殺死亡率は、平成29年以降では、平成30年が最も高く、28.3（自殺者数19人）となっており、平成29年、令和4年を除いて、全国、福岡県の自殺死亡率を上回っています。

直近5年間（平成30年～令和4年）の年間平均自殺者数は14.0人、年間平均自殺死亡率は21.2となっています。

自殺総合対策大綱における国の数値目標は、令和8年までに厚生労働省「人口動態統計」に基づく自殺死亡率を平成27年の18.5と比べて、30%以上減少させる（13.0以下にすることを目標としています。また、福岡県では、令和9年までに、平成27年の17.8と比べて30%以上減少となる12.0以下を目標としています。

そうした国や福岡県の目標を踏まえつつ、本市では、本計画の計画期間内に達成すべき目標として、以下のように目標を設定し、誰も自殺に追い込まれることのない、一人ひとりが「命」を大切にし、ともに支えあう「生き心地の良い社会」の実現を目指します。

■計画の数値目標

柳川市	項目	現状 平成30年～令和4年	目標 令和6年～令和10年
	5年間の年間 平均自殺者数	14.0人	9人
5年間の年間 平均自殺死亡率	21.2	14.9	

※本市の目標値は、平成30年から令和4年までの5年間の平均自殺者数より30%以上減少させることを目標。平均自殺死亡率は、人口ビジョン（令和6年から令和10年まで）の平均人口60,093人で算出。

<参考>

	平成30年～令和4年までの平均自殺死亡率	目標
県	17.0	令和9年度までに12.0以下
国	16.4	令和8年度までに13.0以下

第4章 いのちを支える自殺対策における取組

1 基本施策

本市では、国が市町村の自殺対策計画を策定する際に、全ての市町村において共通して取り組むことを推奨している、5つの「基本施策」について、取組を進めていきます。

基本施策1 地域におけるネットワークの強化

自殺の多くは健康問題をはじめ、家庭問題、勤務問題、経済・生活問題等の様々な問題が複雑に絡み合い、心理的に追い込まれた結果として起こります。本市では、こうした要因に働きかけ、適切な支援に努めていきます。そこで、福祉事業と自殺対策事業の連携、小・中学校等の教育機関との連携といった既にある地域のネットワークの強化を図るとともに、庁内でも関係各課が連携・協力し、包括的に自殺対策を推進していきます。

①地域におけるネットワークの強化

主な取組	担当課等
関係機関及び関係団体等の相互の連携を確保し、本市における自殺対策を総合的に推進し自殺防止を図るため、柳川市自殺対策地域ネットワーク会議を開催します。	福祉課
本市に居住している障がいのある人が安心して暮らせるよう障がい者自立支援協議会を開催します。	福祉課
関係機関が生活困窮者の抱える課題、提供される支援の目標、支援内容、支援を提供する上での留意事項を共有し、各機関の役割を明確化して、連携して支援を提供するための生活困窮者支援調整会議を月1回開催します。	生活支援課
幼稚園・保育所・小学校・中学校、教育委員会及び関係機関との密接な連携により課題を抱える家庭の支援のため、要保護児童対策地域協議会の開催・組織強化を図ります。情報共有が特に必要なケースは、3か月ごとに実務者会議を開催し、緊急度アセスメントシートや安全チェックリストを児童相談所と情報共有し、ケース管理を強化します。また、自殺予防を含めた精神疾患に関するケース対応のため、南筑後保健福祉環境事務所精神保健系の会議出席や情報共有・技術支援を要請・連携を進めます。	子育て支援課

②庁内におけるネットワークの強化

主な取組	担当課等
副市長及び教育長を中心に、市役所内の各分野の部署が連携し、全庁的に総合的かつ効果的な対策を推進するため、全ての部長相当職を構成員とする自殺対策庁内連絡会議を開催します。	福祉課
各業務において、生きる支援を必要とする市民からの相談を傾聴し適切な相談機関へつなげます。	全部署

<評価指標>

指標	目標値
地域ネットワーク会議の開催	年2回
庁内連絡会議の開催	年2回
「つなぐシート※」の窓口への設置・活用	庁内での設置・活用

※悩みを抱えている相談者をより丁寧に支援し、確実に適切な相談窓口につなぐためのツール。

基本施策2 自殺対策を支える人材の育成

うつ病などが疑われる症状の早期発見や自殺の危険性が高い人の早期発見、早期対応を図るため、つなぎ役、気付き役である「ゲートキーパー」等の人材の養成に努めます。このためにも、職員やボランティア、一般の市民も広く対象とし、人材の確保、養成、資質向上を図ります。

また、自殺リスク者を把握するために、様々な行政サービス利用の機会を活用します。

①様々な職種を対象とした研修の実施

主な取組	担当課等
自殺のリスクを抱えた市民を早期に発見し、支援へつつなぐ役割を担える人材を育成するために、市職員へのゲートキーパー研修を実施します。	福祉課
保健、医療、介護、福祉、経済、労働、教育等、様々な分野において相談・支援等を行う専門職従事者に対し、ゲートキーパー養成講座の受講を推奨し、受講して得た知識は業務に積極的に生かしていくようにします。	福祉課 学校教育課 各事業所等

②市民に対する研修の実施

主な取組	担当課等
ゲートキーパーを養成するための市民向けの講座を開催し、民生委員などの地域における対策の支え手の人材を育成していきます。	福祉課

<評価指標>

指標	目標値
ゲートキーパー養成研修への職員の参加者数	全職員受講
市民向けのゲートキーパー養成講座の開催	年受講者 100人以上

基本施策3 住民への啓発と周知

自殺に追い込まれる危機は、誰にでも起こり得ることです。しかし、当事者の心理や環境、背景は、様々な要因が絡み合っていることから、原因が特定できないこともあり、周りから理解されづらくなっています。

そこで、自殺に対する偏見を払拭し、危機に陥った場合には速やかにしかるべき場所に助けを求め、支援を受けることが適切であるという共通認識を、誰もが持つ必要があります。本市ではHPや広報、リーフレット等による情報提供や、各種講習、講座において自殺問題を取り上げてもらい、自殺問題の啓発や相談窓口等の周知を図ります。

①リーフレット等による周知

主な取組	担当課等
リーフレット等を各課窓口に置いてもらうよう依頼し、周知します。	福祉課
3月の自殺対策強化月間や9月の自殺予防週間に合わせて、庁舎にリーフレット、ポスター等を掲示します。	福祉課
3月の自殺対策強化月間や9月の自殺予防週間に合わせて、図書館において特設コーナーの設置や各機関の関連資料等の展示、リーフレット等の配架のほか、地域コミュニティセンター等においてリーフレット等の配架等を行い、問題の啓発とともに、相談先情報の周知及び情報発信を進めます。	図書館ほか

②市民向け講演会やイベント等の開催

主な取組	担当課等
7月の人権・同和教育夏期講座や12月の人権を考えるつどい（人権週間講演）といった各種人権関連イベントにおいて、自殺と関連し得る虐待やいじめ、差別等のテーマを扱う際や、人権問題に関する市民・教職員・市職員向け研修会の際に、命の大切さやインターネットによる最近の人権侵害等の問題にも言及することで、自殺問題に対する理解の促進と啓発を図ります。	人権・同和教育推進室

③メディア媒体を活用した啓発活動

主な取組	担当課等
3月の自殺対策強化月間や9月の自殺予防週間に合わせて、市報を活用し自殺対策関連の特集記事や相談会の開催情報、相談窓口等を掲載することにより、市民への施策の周知と理解の促進を図ります。	福祉課
本市のホームページ等を活用し、自殺対策に関する問題の啓発と情報の発信に努めます。	福祉課
本市のホームページに掲載している日頃のストレス度などをチェックできる「こころの体温計」の利用を促進します。	福祉課
男女共同参画や性の多様性に関する正しい知識の普及啓発を進めます。	人権・同和対策室

④地域や家庭と連携した情報の発信

主な取組	担当課等
社会全体で児童生徒をきめ細かく見守り、生活行動の変化に気づき、「柳川市いじめ防止基本方針」の共通理解を図ることができるようPTAや学校運営協議会、青少年育成市民会議といった地域の関係団体と連携した啓発活動や情報発信に努めます。また、児童生徒によるサインを受け止めるための学習機会の提供や自殺問題をテーマあるいは生きる希望が持てるような教育講演会の開催について検討し、実施します。	学校教育課 生涯学習課

<評価指標>

指標	目標値
出前講座等でのリーフレット等の配布箇所	年 80 回（出前講座実施回数）

基本施策4 生きることの促進要因への支援

「生きることの促進要因」よりも「生きることの阻害要因」が上回ることで、自殺に追い込まれる危険性が高まります。そのため、「生きることの阻害要因」を減らす取組と併せて、「生きることの促進要因」を増やすための取組を進めていきます。

①自殺未遂者への支援

主な取組	担当課等
警察や医療機関等と連携し、自殺未遂者の把握に努め、支援を行います。	福祉課 福岡県 警察署
自傷行為の見られた市民については、医療機関と情報を共有し、支援につなげられるよう配慮します。また、講習会等における自殺防止の啓発を検討し、実施を図ります。	消防署 福祉課 福岡県
自殺未遂者等の自殺のハイリスク者及びその家族等からの相談を受け付け、相談者の置かれている状況や抱えている問題を把握し、必要な支援の提供、若しくは相談窓口の紹介等を行うとともに、今後は自殺未遂者の把握に努めていきます。	福祉課 福岡県 事業所等

②遺された人への支援

主な取組	担当課等
死亡届時に配布する「ご遺族の方へ」にこころの相談窓口情報を追加掲載します。	市民課

③相談支援の実施

主な取組	担当課等
障がい者基幹相談支援センターにおいて、本人及びその家族に障がいに関する専門的な相談支援や自立に向けて障がい福祉サービスの提供を行います。	福祉課 基幹相談支援センター きらり

主な取組	担当課等
障がい児やその家族への相談支援や通所サービスなどの提供を行います。	福祉課 各相談支援事業所
家庭児童相談員等が家庭問題や虐待の悩みについて相談支援を行います。	子育て支援課
保健師などが健康に関する情報提供や相談支援を行います。	健康づくり課

④女性に対する取組の推進

主な取組	担当課等
配偶者やパートナーから暴力を受けるという精神的苦痛から逃れるために自殺を考える被害者に対して、相談の機会を提供し、関係機関の紹介、連携を図ります。	子育て支援課
地域子育て支援拠点を4か所設置し、乳幼児と保護者の交流の場を提供するとともに、子育てについての相談、情報提供、助言等を行い自殺リスクの軽減、危機的状況にある保護者の早期発見につなげます。	子育て支援課

<評価指標>

指標	目標値
各相談支援の実施	つなぐシートによる関係機関等へのつなぐ率 100%

基本施策5 児童生徒のSOSの出し方に関する教育

現代を生きる児童生徒は、学校や家庭、地域において悩みやストレスを抱えおり、それぞれの置かれている状況に沿った支援をしていくことが必要です。

本市では、学校と家庭、地域の連携により、児童生徒が「かけがえのない個人」として自己肯定感や自己有用感を持てる教育に努めるとともに、様々な困難やストレスに直面した場合に、問題を一人で抱え込まず、適切に対処できる方法を身に付ける教育である「SOSの出し方に関する教育」に努めていきます。

①SOSの出し方に関する教育の実施に向けた体制の整備

主な取組	担当課等
今後も各学校に対して、児童生徒を守るためのコミュニケーション・信頼関係の構築と、関係機関との連携強化を図ります。また、スクールソーシャルワーカーや警察、児童相談所等と連携し、必要に応じて会議等を実施するなど、課題解決に向けた取組を行います。	学校教育課
児童生徒向けのSOSの出し方に関する教育について、文部科学省による教職員の研修に資する教材の作成・配布、教職員の資質向上のための校内研修など、国の動向等を踏まえ取組を実施します。	学校教育課

<評価指標>

指標	目標値
児童生徒向けのSOSの出し方に関する教育の実施	全児童生徒への実施

2 重点施策

本市では、統計データ及び「地域自殺実態プロフィール」の分析結果から、「勤務・経営」「無職者・失業者、生活困窮者」「高齢者」の3つを重点施策として位置づけ、それぞれに関わる自殺への対策を進めていきます。

重点施策1 勤務・経営問題に関わる自殺対策の推進

本市の自殺者の主な特徴において、40歳代から50歳代の有職者の男性が、本市で最も多い自殺者の特徴として抽出されています。勤務・経営問題による自殺の背景には、職場の人間関係、職場環境の変化、仕事疲れ等があり、一人ひとりが無理なく、健康で働き続けられる環境づくりを進めていくことが重要です。

このため、経営者等への自殺対策の普及・啓発や、経営や労働問題などの各種相談窓口の周知に努めます。また、自殺対策や精神疾患に関する知識の普及・啓発を図ります。

具体的には、次の2つの取組を勤務・経営対策向けの重点施策として展開します。

- ①職場におけるメンタルヘルス対策の推進
- ②過労自殺を含む過労死等の防止

①職場におけるメンタルヘルス対策の推進

主な取組	担当課等
市内事業所に対し、従業員のメンタルヘルス対策の取組徹底を図ります。	商工・ブランド振興課 各事業所等
労働問題に関する様々な悩みに対応する相談窓口（労働局、県労働相談センター、法テラス等）の紹介をチラシや市ホームページ、広報等で情報の更新にも留意しながら周知します。	商工・ブランド振興課
経営危機に直面した中小企業や自営業者に対し、相談事業の実施と周知を図り、再生を支援します。また、商工会議所・商工会の相談窓口や国・福岡県の支援について、情報の更新にも留意しながら周知を図っていきます。	商工・ブランド振興課 商工会議所等

②過労自殺を含む過労死等の防止

主な取組	担当課等
労働問題に関する様々な悩みに対応する相談窓口（労働局、県労働相談センター、法テラス等）の紹介をチラシや市ホームページ、広報等で情報の更新にも留意しながら周知します。【再掲】	商工・ブランド振興課
庁舎内でのポスター掲示及び相談窓口へのチラシの配置のほか、広報紙等を活用した、うつ状態や睡眠障がい等に係る啓発活動を行い、こころの健康リスクの早期発見を進めます。	健康づくり課
市内事業所に対し、ワーク・ライフ・バランス推進への取組事例等をリーフレットやセミナー等で紹介し、意識啓発を図るなど、働きやすい職場づくりを推進します。	商工・ブランド振興課 各事業所等

重点施策2 無職者・失業者、生活困窮者の自殺対策の推進

本市では、平成29年から令和4年の6年間累計で職業別自殺者数を「有職者」と「無職者」で分けてみると、「無職者」が「有職者」を上回っており、地域の主な自殺の特徴では、本市の平成29年から令和3年までの5年間の自殺者の、背景にある主な自殺の危機経路に生活苦が含まれている人もみられます。

無職、失業状態にある人には、経済的な問題をはじめとして、心身の健康や家族等との人間関係、ひきこもり等、様々な問題を抱えていることが考えられ、自殺リスクが高い傾向があります。そのため、関係機関等が連携し、自殺リスクの高い無職者・失業者を支えることのできる体制を整えるとともに、生活の困窮から社会的に孤立することのないような環境づくりを進めていきます。

具体的には、次の4つの取組を無職者・失業者、生活困窮者向けの重点施策として展開します。

- ①相談支援
- ②支援につながっていない人を支援へつなぐための取組の推進
- ③自殺対策と生活困窮者自立支援制度との連動
- ④社会的孤立の防止に向けた取組の推進

①相談支援

保健・福祉・医療・労働・教育・司法・警察等関係機関、民間団体等によるネットワークづくりと情報共有、総合相談会の定期的開催、自殺対策の窓口と生活困窮者自立相談支援窓口の連携により、生活困窮状態にある自殺ハイリスク者に対する相談支援と、そのために必要となる人材育成を行います。また、生活困窮を含めた困難な状況の人への生きることの包括的な支援を推進するため、相談機関の職員に対して、継続的かつ段階的なゲートキーパー研修を開催します。

主な取組	担当課等
相談支援員、就労支援員、家計改善支援員等を配置し、相談者の状況に応じた支援プランを作成して、生活困窮者自立支援制度に基づく自立相談支援、家計改善支援、就労準備支援、子どもの学習・生活支援、住居確保給付金の支給等に加え、関係機関との情報共有や連携を強化し、包括的かつ継続的な支援の実施に努めます。	生活支援課
全国的な調査において、ひとり親世帯の貧困率が5割近いことを踏まえ、医療費の助成や児童扶養手当の支給、就職に有利な資格の習得に向けた自立支援教育訓練給付金の支給、貸付の相談等、ひとり親家庭に対する経済面での各種支援の提供を通じて生活の立て直しを図るほか、支給対象者へのリーフレット配布を通じて、相談先情報の周知を進めます。また、支援対象家庭のうち自殺のリスクが高いと思われる保護者や、虐待の可能性が疑われる児童等については、関係者同士が緊密に連携し、早期に支援へとつなげられる体制づくりを進めます。	子育て支援課
学校給食費を滞納している家庭の保護者に対し、就学援助費や児童手当からの納付、生活保護対象世帯に対しては生活保護費（教育扶助費）からの納付を丁寧に説明・依頼するほか、滞納金の催告・相談を行う際に、併せてリーフレット等を配布することにより、相談先情報の周知に努めます。	学校教育課

②支援につながっていない人を支援へつなぐための取組の推進

生活困窮に陥っている人の中には、制度や支援の対象から漏れていることで、誰にも相談できないまま自殺のリスクを抱え込んでしまう人が少なくありません。それを踏まえて、支援を必要としている人との様々な接点の構築・活用を通じて、アウトリーチを強化するとともに、自殺のリスクにつながりかねない問題を抱えている人を、問題が深刻化する前に、早い段階で必要な支援へと積極的につなぐための取組を推進します。

主な取組	担当課等
税金・保険料・水道料・保育料・貸付金等の未納・滞納がある人は、様々な生活上の問題を抱えている可能性があります。そのため、徴収の過程で、そのような問題に早期に気づき、支援につなげるために、徴収業務の担当課や担当職員に対する共通の研修を行うとともに、財産調査や納税相談において、財産がないなどの判断を適切に行い、滞納処分執行停止の検討や生活支援課との連携を図っていきます。また、相談対応の際には、リーフレットを配布し、相談先情報の周知を図ります。	税務課ほか
公営住宅への入居希望者のうち、生活上の問題を抱えていると思われる入居希望者がいた場合には、社会福祉協議会の貸付制度の案内や担当窓口の紹介、家庭内暴力が疑われる世帯には子育て支援課と連携して対応することなどを今後も進めることにより、生活状況が悪化する前の段階から支援へとつなげられる体制づくりを進めます。	建設課
多重債務を抱えている人の中には、病気や事業不振、離婚など深刻な問題を複数抱えた自殺のハイリスク者が少なくありません。多重債務相談の相談員にゲートキーパー養成講座の受講を推奨し、相談内容に応じて関係機関と連携を図るほか、多重債務相談と自殺対策関連の相談会を連動させることなどを通して、多重債務者に対する支援を強化します。	商工・ブランド振興課 消費生活センター
日頃から住民と接し地域の状況を知っている民生委員児童委員を対象とした研修の中に、自殺対策の内容を入れ込むことにより自殺のリスクを抱えた住民の早期発見と対応の推進を図ります。	福祉課
経済的に厳しい状況に置かれたひとり親家庭について、児童扶養手当の現況届の通知等の機会をとらえ、支援につながるきっかけづくり（相談先の紹介、引継ぎ、チラシ等の同封）を行います。	子育て支援課

③自殺対策と生活困窮者自立支援制度との連動

主な取組	担当課
生活困窮状態にある人や生活困窮に至る可能性のある人にとっては、就労の状況、心身の状況、地域社会との関係性などの要因が絡み合い、自殺に追い込まれることもあるため、必要に応じて社会福祉協議会やハローワーク等の必要な関係機関につなげて支援していきます。	生活支援課・社会福祉協議会・職業安定所

④社会的孤立の防止に向けた取組の推進

主な取組	担当課等
<p>無職者・失業者には、離職・長期間失業により生きづらさを抱えた人や、高齢により配偶者との離別・死別や社会的役割を喪失した人、就業しておらず社会との接点に乏しい人など、社会的に孤立している人が少なくありません。こうした人が地域とつながり、支援とつながることができるよう、孤立を防ぐための社会参加や生きがいつくりの支援を進めていきます。</p>	<p>福祉課 生活支援課 職業安定所</p>
<p>ひきこもり状態にある人やその家族等を対象に、福岡県ひきこもり地域支援センター筑後サテライトオフィスのコーディネーターによる相談支援を行います。また、身近な地域で相談することができ、個々の状況に合わせた支援を行えるよう、庁内でのひきこもり支援体制の整備を推進します。</p>	<p>福祉課 ひきこもり支援センター</p>

重点施策3 高齢者の自殺対策の推進

本市では60歳以上の高齢者の自殺が3割を占めています。高齢者の自殺の要因としては、慢性疾患による将来への不安、心身機能の低下に伴う社会や家庭での役割喪失、身近な人の死などが挙げられ、高齢者特有の課題を踏まえつつ、多様な背景や価値観に対応した支援、働きかけが必要です。

このため本市では、高齢者の孤独感や生きづらさの解消に向けた、生きることの包括的な支援につながる取組をより一層推進していきます。

具体的には、次の4つの取組を高齢者向けの重点施策として展開します。

- ①包括的な支援のための連携の推進
- ②地域における高齢者に対する支援
- ③高齢者の健康不安に対する支援
- ④社会参加の強化と孤独・孤立の予防

①包括的な支援のための連携の推進

健康、医療、介護、生活などに関する様々な関係機関や団体等の連携を推進し、包括的な支援を目指します。

主な取組	担当課等
高齢者の介護に係る問題だけでなく、自殺対策の視点も加えて個別支援の充実を図り、個別支援会議では多職種での連携体制に取り組みます。	福祉課 (包括支援センター) 医療機関
地域の医療・介護・福祉関係者等に自殺に関する情報提供を行うことにより、自殺リスクを抱えた高齢者の早期発見と対応を推進します。	福祉課 (包括支援センター) 医療機関 各事業所

②地域における高齢者に対する支援

高齢者の周囲にいる一人ひとりが「ゲートキーパー」としての役割を担い、高齢者との接触の機会を生かして必要に応じて早期に支援へとつなげ、相談等の対応・支援を行う取組を進めます。

主な取組	担当課等
高齢者とその支援者に対して、高齢者向けの様々な相談・支援機関に関する情報の周知を図るため、相談先情報等の掲載された啓発リーフレット等を配布します。	福祉課
家庭を訪ねる機会が多い事業者が、福岡県や市町村と協定を結び、配達などの日常業務の中で一人暮らしの高齢者などの異変に気付いたときに市町村に通報する「見守りネットふくおか」を今後も進め、自殺リスクを抱えた高齢者の早期発見につなげます。	福祉課
配食サービス訪問時に利用者の安否確認だけでなく、細かな異変等に気付いたときには、市に通報してもらうなどの連携により、自殺リスクを抱えた高齢者の早期発見や他機関へのつなぎ等を図ります。	福祉課
緊急通報システムを利用している一人暮らしの高齢者等の安否確認等を通じて、問題を抱えている高齢者の早期発見や他機関へのつなぎ等を図ります。	福祉課
地域包括支援センターで社会福祉士や保健師等が総合的な相談に対応し、自殺リスクの高い高齢者の早期発見と対応を図ります。	福祉課

③高齢者の健康不安に対する支援

多くの高齢者にとっては、日常生活の中で病気や介護が必要な状態になることに不安を感じており、これらの不安要因を軽減し安心な暮らしを営むため、保健事業などを通じた健康状態の確認や相談支援を充実します。

主な取組	担当課等
市の健康相談窓口を含めた各種相談窓口については、市のホームページに掲載し、窓口にチラシを常備して周知徹底を図っており、今後は更に充実を図っていきます。	福祉課
保健指導や健康相談などの保健事業を通して、住民の生活状況の把握を行い、問題を抱えている場合は、関係機関と連携を図りながら、必要な支援へつなげます。	健康づくり課

④社会参加の強化と孤独・孤立の予防

各種イベントやセミナーの開催、市民が自由に集える場の提供等、地域につながりを持つ機会を増やすことで、高齢者が自らの生きがいと役割を見出せる地域づくりを進めます。

主な取組	担当課等
各種介護予防事業を通して、参加者同士の交流等、高齢者の生活機能の向上に向けた各種活動を実施し、支援者や他の高齢者と交流できる機会を高齢者に提供することで、地域で元気に日常生活を送れるよう支援します。	福祉課
各種講座や教室等への参加を促し、そこでの他の受講生との交流等を通じて、高齢者の生きがいや社会の中での役割の創出につなげます。	福祉課
認知症の人やその家族、専門家、認知症に関心のある人たちが、交流や情報交換のために気軽に参加できる認知症カフェの増設を図ります。	福祉課

第5章 自殺対策の推進体制等

1 自殺対策推進体制の組織

(1) 柳川市自殺対策地域ネットワーク会議

関係機関及び関係団体等の相互の連携を確保し、本市における自殺対策を総合的に推進し自殺防止を図るため、庁内外の関係機関や民間団体等と緊密な連携を取れるよう、庁内外の関係機関等を構成員としています。ネットワーク会議では、自殺対策の総合的な推進と自殺対策計画の策定・進捗管理、啓発・広報などを行い、各主体が以下のような役割を担える社会を目指します。

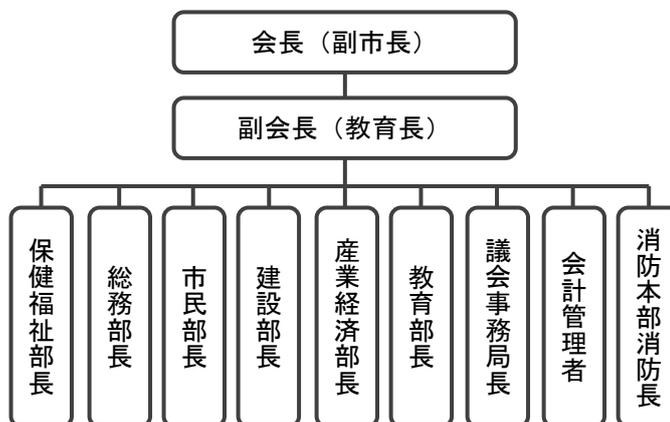
■各主体の役割

各主体	役割
市民	自殺に追い込まれるということは「誰にでも起こり得る危機」であることを理解し、家族・地域・職場等、周囲の人の心の不調に気づき、適切に対処することができるようにする。
企業	ワーク・ライフ・バランスやメンタルヘルスケアを中心とした心の健康づくりを進め、働きやすい職場づくりに努め、勤労者の自殺予防に取り組む。
医療機関・ 福祉関係事業所	患者・利用者への適切な医療・ケア・サービスを提供するとともに、自殺予防に向けて他の専門医療や地域保健福祉との連携を図る。
警察・ 消防機関	自殺の危険性が高い人に係る事案を認知した場合には、適切に対応するとともに、専門医療や地域保健福祉へつなげるなど、連携を図って危険性の高い人の自殺予防に取り組む。
関係団体	それぞれの活動内容の特性に応じて、積極的に自殺対策に関する業務・役割を遂行するとともに、相互に連携を図り自殺対策に取り組む。

(2) 柳川市自殺対策庁内連絡会議

副市長が会長、教育長が副会長を務め、自殺対策を総合的かつ円滑に推進する機関で、全ての部局の長により構成されています。連絡会議では、自殺対策計画の策定、自殺対策の推進評価と必要な調整を行います。

■柳川市自殺対策庁内連絡会議



2 計画の進捗管理

本計画に基づく施策を着実に展開するため、柳川市自殺対策地域ネットワーク会議において、具体的な取組状況を把握し、「Plan（計画）」⇒「Do（実行）」⇒「Check（評価）」⇒「Action（改善）」の4段階によるPDCAサイクルを推進し、関係部署、関係機関等と連携しながら、本計画の推進を図っていきます。

■PDCAサイクルのイメージ



資料編

1 柳川市自殺対策地域ネットワーク会議要綱

平成30年8月24日

告示第87号

(設置)

第1条 自殺対策基本法（平成18年法律第85号）の規定に基づき、関係機関及び関係団体等の相互の連携を確保し、本市における自殺対策を総合的に推進し、自殺防止を図るため、柳川市自殺対策地域ネットワーク会議（以下「ネットワーク会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 ネットワーク会議は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 自殺対策の総合的な推進に関すること。
- (2) 自殺対策計画の策定、進捗管理に関すること。
- (3) 自殺対策のための関係機関等の連携と協力に関すること。
- (4) 自殺対策の啓発、広報等に関すること。
- (5) その他、自殺対策に必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 ネットワーク会議の構成員は、別表に掲げる関係機関及び関係団体の代表者又は職員等とし、市長が委嘱又は任命する。

(構成員の任期)

第4条 構成員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員等が生じた場合における補欠の構成員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 ネットワーク会議に会長及び副会長を置く。

- 2 会長は、構成員の互選によって定める。
- 3 会長は、会務を総理し、ネットワーク会議を代表する。
- 4 副会長は、構成員のうちから会長が指名する。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 ネットワーク会議は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 ネットワーク会議は、構成員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 ネットワーク会議の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 ネットワーク会議は、必要に応じて、会議に構成員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 ネットワーク会議の庶務は、保健福祉部福祉課障がい者福祉係において処理する。

(その他)

第8条 この告示に定めるもののほか、ネットワーク会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

附 則 (令和2年11月25日告示第164号)

この告示は、公布の日から施行する。

附 則 (令和5年8月30日告示第116号)

この告示は、公布の日から施行する。

別表 (第3条関係)

1	柳川人権擁護委員協議会
2	柳川市民生委員児童委員協議会
3	柳川市老人クラブ連合会
4	柳川山門医師会
5	柳川山門薬剤師会
6	柳川市社会福祉協議会
7	柳川市障がい福祉相談室 基幹相談支援センター きらり
8	大牟田公共職業安定所
9	柳川商工会議所
10	柳川・みやま消費生活センター
11	福岡県南筑後保健福祉環境事務所
12	柳川警察署
13	福岡県ひきこもり地域支援センター 筑後サテライトオフィス
14	柳川市教育部学校教育課
15	柳川市保健福祉部生活支援課
16	柳川市保健福祉部子育て支援課
17	柳川市保健福祉部健康づくり課

2 柳川市自殺対策地域ネットワーク会議構成員名簿

	団体名	役職	委員氏名
1	柳川人権擁護委員協議会	事務局長	小山 ミツ子
2	柳川市民生委員児童委員協議会	副会長	津留 拓朗
3	柳川市老人クラブ連合会	支部長	上妻 勝吉
4	柳川山門医師会	精神保健福祉士	荒巻 菜見子
5	柳川山門薬剤師会	理事	星野 崇
6	柳川市社会福祉協議会	本所長	古賀 達也
7	柳川市障がい福祉相談室 基幹相談支援センター きらり	センター長	吉留 直史
8	大牟田公共職業安定所	統括職業指導官	伊藤 義祐
9	柳川商工会議所	中小企業相談所長	新谷 将史
10	柳川・みやま消費生活センター	消費生活相談員	坂梨 むつ美
11	福岡県南筑後保健福祉環境事務所	精神保健係長	田中 新一
12	柳川警察署	生活安全課長	小鱗 誠
13	福岡県ひきこもり地域支援センター 筑後サテライトオフィス	ひきこもり支援 コーディネーター	俣野 啓子
14	学校教育課	課長	古賀 洋
15	生活支援課	課長	今村 立身
16	子育て支援課	課長	小池 由希
17	健康づくり課	係長	福山 由紀子

3 柳川市自殺対策庁内連絡会議設置要綱

(設置)

第1条 自殺対策を総合的かつ円滑に推進するため、柳川市自殺対策庁内連絡会(以下「庁内会議」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 庁内会議は、次に掲げる事項を処理する。

- (1) 自殺対策計画の策定に関すること。
- (2) 自殺対策の推進評価に関すること。
- (3) その他自殺対策に係る必要な事項の調整に関すること。

(組織)

第3条 庁内会議に会長及び副会長を置く。

- 2 会長は、副市長とし、副会長は教育長とする。
- 3 委員は、別表に掲げる職にある者をもって充てる。

(会長及び副会長)

第4条 会長は、庁内会議の事務を総理し、庁内会議の議長となる。

- 2 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 庁内会議は、必要に応じて会長が招集する。

- 2 会長は、必要があると認めるときは、庁内会議に関係職員の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第6条 庁内会議の庶務は、保健福祉部福祉課において処理する。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、庁内会議の運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年8月24日から施行する。

別表（第3条関係）

1	副市長
2	教育長
3	保健福祉部長
4	総務部長
5	市民部長
6	建設部長
7	産業経済部長
8	教育部長
9	議会事務局長
10	会計管理者
11	消防本部消防長

4 策定経過

年月日	会議等の名称	概要
令和5年10月6日	令和5年度 第1回柳川市自殺対策庁 内連絡会議	○自殺総合対策大綱（令和4年10月閣議決定）の内容について ○自殺対策計画の進捗（令和4年度取り組み）について ○第2期自殺対策計画（仮称）の策定について ○その他
令和5年10月19日	令和5年度 第1回柳川市自殺対策地 域ネットワーク会議	○自殺の現状及び特徴について ○第2期柳川市自殺対策計画の策定について
令和5年12月15日	令和5年度 第2回柳川市自殺対策庁 内連絡会議	○第2期自殺対策計画（たたき台）について ○今後のスケジュール
令和5年12月21日	令和5年度 第2回柳川市自殺対策地 域ネットワーク会議	○第2期自殺対策計画（たたき台）について
令和6年1月24日	令和5年度 第3回柳川市自殺対策庁 内連絡会議	○第2期自殺対策計画（素案）について ○パブリックコメント実施要項（案）について
令和6年1月30日	令和5年度 第3回柳川市自殺対策地 域ネットワーク会議	○第2期自殺対策計画（素案）について ○パブリックコメント実施要項（案）について
令和6年2月●日 ～3月●日	パブリックコメント	

第 2 期柳川市自殺対策計画

<発行年月>令和 6 年 3 月

<編集・発行>柳川市保健福祉部福祉課

〒832-8601

福岡県柳川市本町 87-1

電話番号 : 0944-77-8514

F A X : 0944-73-9211
